

工業団地賃貸事業を 開始しました

幕別町土地開発公社が保有する、町内の工業団地をより多くの企業にご利用いただけるよう、賃貸事業を開始しました。

◆貸し付ける土地

町内工業団地内の幕別町土地開発公社保有地で次のページに記載する土地。

◆募集期間

賃貸用地が限度となるまで随時受け付けます。

◆対象企業

●業種（日本標準産業分類による）

- (1) 製造業
- (2) 建設業
- (3) ガス業
- (4) 道路貨物運送業
- (5) 物品賃貸業
- (6) 自動車整備業
- (7) ソフトウェアハウス
- (8) 自然科学研究所（試験研究施設）
- (9) その他理事長が必要と認める業種

- 右記業種に工場等を賃貸しようとするリース事業者等
- 貸付地での常用雇用者5名以上

◆申し込み手続き

- 土地貸付申込書により申し込みください。
- 事業計画書等の書類が必要です。
- 審査のうえ結果を通知します。

◆土地の購入希望者との調整

申し込みのあつた土地について審査中に購入申し込みがあつた場合は購入が優先されます。

◆契約

- 契約は、事業用借地権設定の覚書と公正証書によります。
- 覚書締結に要する費用は賃借人の負担です。
- 公正証書作成に要する費用は賃借人の負担です。
- 連帯保証人1名を要します。

◆借地権および契約期間

- 貸付けは借地借家法第23条第2項に定める事業用定期借地権によるものとし、契約の期間は10年以上20年以下です。
- 事業用建物等の所有を目的とする

- 事業用建物等の所有を目的とする

る土地の貸付けのため、居住用の利用はできません。

- 契約の更新はありません。
- 建物の再築による存続期間の延長はありません。
- 建物の買い取り請求はできません。
- 事業用借地権設定の登記が必要で、登記費用は賃借人の負担です。

◆貸付料

土地の貸付料は次のページのとおりです。

◆契約保証金

- 契約を締結する際には契約保証金の預託が必要です。預託期間中の契約保証金には利子は付しません。
- 期間満了時等に返還します。ただし、契約に基づいて生じた債務に未払いがあるときは、保証金から未払債務額を差し引いて返還します。

- 契約に基づく業務を履行しないことにより損害を受けたとき、公社は保証金をもってその損害を補てんすることができるとします。

◆着工の開始期限

契約締結（公正証書作成の日）から3カ月以内に工事に着工し

ていただきます。

◆対象土地の購入

契約期間中の申し出により、いつでも貸付土地を購入することができま

◆原状回復

- 貸付けを受けた土地について、契約期間中に自らの理由により契約を継続できなくなったときや、期間満了となったときは自らの負担で工場等の構築物を撤去し、原形復旧して返還していただきます。
- 建物の表示、または所有権保存登記がされている場合には、滅失登記していただきます。
- 登記費用は賃借人の負担となります。

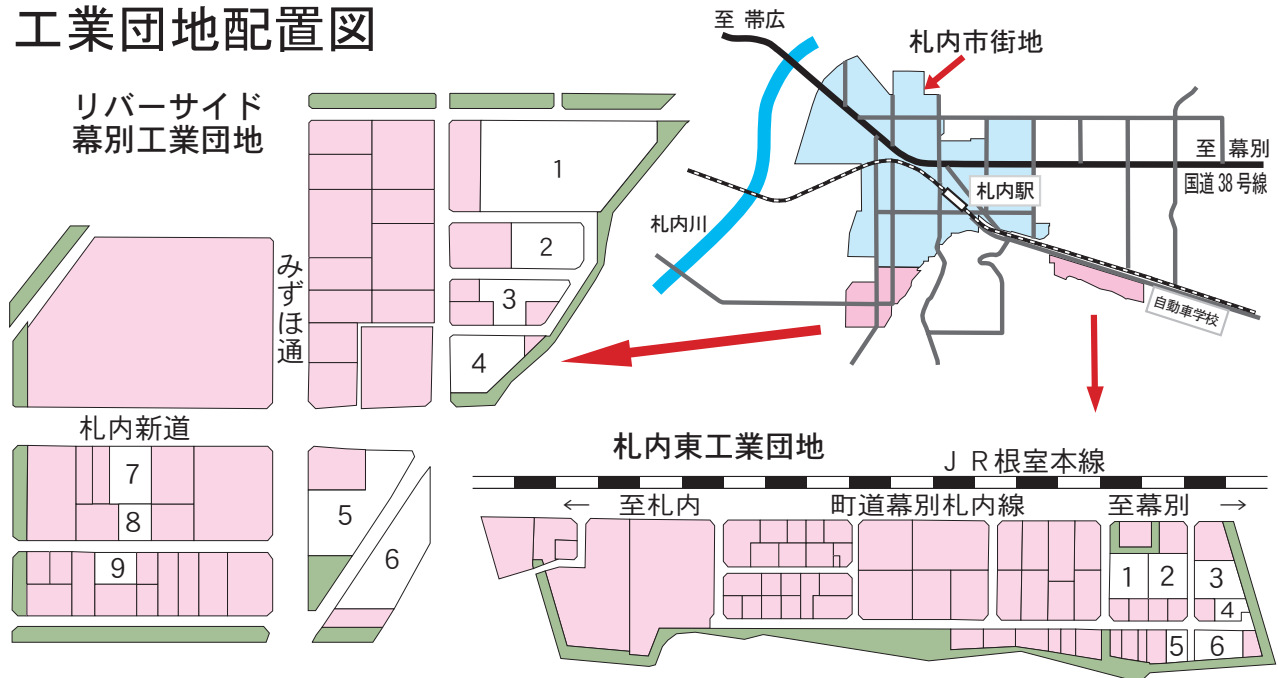


札内東工業団地

リバーサイド幕別工業団地



工業団地配置図



※番号の記入してある区画が、分譲および賃貸用地です

リバーサイド幕別工業団地概要

所在地	幕別町札内みずほ町143番地102ほか
区画	2,219㎡(671坪)～25,000㎡(7,575坪) ※ご希望によって分割(300坪程度)して販売いたします。
分譲単価	坪当たり40,493円～46,770円 ※分譲価格の10%が幕別町から助成されます。

札内東工業団地概要

所在地	幕別町字千住397番地81ほか
区画	1,586㎡(480坪)～4,160㎡(1,258坪) ※ご希望によって分割(300坪程度)して販売いたします。
分譲単価	坪当たり33,639円～36,439円 ※分譲価格の10%が幕別町から助成されます。

工業団地リース制度

概要	事業用借地権の設定による10年から20年の賃貸制度。 年間貸付料 「分譲価格の2.0%+固定資産税相当額」 保証金 「分譲価格の10%」
----	--

優遇制度の概要

優遇指定	企業立地促進法、農村地域工業等導入促進法
優遇措置	北海道産業振興条例、幕別町企業開発促進条例 ※不動産取得税の免除、固定資産税相当額の免除などがあります。 詳細については下記にお問い合わせください。

◆問い合わせ先 幕別町土地開発公社 ☎【幕】54-6606
〒089-0698 北海道中川郡幕別町本町130番地（幕別町役場1階）
E-mail : kigyoyuchikakari@town.makubetsu.lg.jp